税務署受付印

収益事業開始等届出書

※整理番号	

令和　　年　　月　　日

税務署長殿

本店又は主たる事務所の所在地	〒 電話(　　)　　－
納税地	〒 電話(　　)　　－
(フリガナ) 名称	
法人番号	
(フリガナ) 代表者氏名	
代表者住所	〒 電話(　　)　　－

新たに収益事業を開始した又は収益事業を行う公益法人等に該当することとなったので届け出ます。

収益事業開始日等	令和　　年　　月　　日	事業年度	自　月　日　自　月　日 至　月　日　至　月　日
事業の目的		収益事業の種類	

関与税理士	氏名		添付書類	1　収益事業についての貸借対照表 2　定款等の写し 3　その他 (　　)
	事務所所在地	電話(　　)　　－		

(備考)

「給与支払事務所等の開設届出書」の提出の有無　　有・無

税理士署名	

※税務署処理欄	部門		決算期		業種番号		番号		入力		名簿		通信日付印	年　月　日	確認	

(規格A4)

05.06 改正

収益事業開始等届出書の記載要領等

公益法人等若しくは人格のない社団等が新たに収益事業を開始した場合又は公共法人が収益事業を行う公益法人等に該当することとなった場合には、その開始した日又はその該当することとなった日以後２月以内に収益事業開始届出書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならないことになっておりますので、下記の記載要領等を参考としてこの届出書を作成し、添付書類を添えて提出してください。

記

１　収益事業開始届出書を提出しなければならない法人等

(1)　内国法人である公益法人等又は人格のない社団等が新たに収益事業を開始した場合

(2)　公共法人が収益事業を行う公益法人等に該当することとなった場合

(3)　外国法人（人格のない社団等に限ります。）が国内源泉所得のうち収益事業から生ずるもの（以下「特定国内源泉所得」といいます。）を有することとなった場合（特定国内源泉所得に係る所得の金額の全部につき、租税条約等の規定により法人税を課さないこととされる場合を除きます。）

２　収益事業開始届出書の提出部数及び添付書類

この届出書は、次の法人区分に応じ、それぞれ次に掲げる書類を添付して１通（外国法人（人格のない社団等に限ります。）の場合は２通）提出してください。

(1)　新たに収益事業を開始した内国法人である公益法人等又は人格のない社団等

イ　その収益事業開始の日における収益事業についての貸借対照表

ロ　定款、寄附行為、規則、規約その他これらに準ずるものの写し

(2)　公共法人に該当していた収益事業を行う公益法人等

イ　収益事業を行う公益法人等に該当することとなった時における収益事業についての貸借対照表

ロ　定款、寄附行為、規則、規約その他これらに準ずるものの写し

(3)　外国法人（人格のない社団等に限ります。）

特定国内源泉所得を有することとなった時における収益事業についての貸借対照表

３　各欄の記載方法

(1)　内国法人である公益法人等若しくは人格のない社団等が収益事業を開始した場合又は公共法人が収益事業を行う公益法人等に該当することとなった場合

イ　「本店又は主たる事務所の所在地」欄は、次により記載します。

(ｲ) 新たに収益事業を開始した公益法人等又は公共法人に該当していた収益事業を行う公益法人等にあっては、主たる事務所の所在地を記載してください。

(ﾛ) 人格のない社団等にあっては、本店又は主たる事務所の所在地の定めがある場合にはその定められた所在地、これらの定めがない場合には主たる事業場の所在地（移動販売業等のように事業場が転々と移動する場合において、その事業の本拠として代表者又は管理人が駐在し、当該社団等の行う業務を企画し、経理を統括している場所があるときはその場所とし、その場所が転々と移転するときは代表者又は管理人の住所とします。）を記載してください。

ロ　「法人番号」欄には、法人番号（13 桁）を記載してください。

なお、提出日時点において、法人番号の指定を受けていない場合は、記載不要です。

ハ　「代表者氏名」欄には、その法人を代表する者の氏名を記載してください。ただし、人格のない社団等で代表者の定めがなく、管理人の定めがあるものにあっては管理人の氏名を記載してください。

ニ　「事業の目的」欄には、その法人の本来の事業目的を記載してください。

ホ　「収益事業開始日等」欄は、次により記載します。

(ｲ) 新たに収益事業を開始した公益法人等又は人格のない社団等にあっては、その収益事業開始の日を記載してください。

(ﾛ) 公共法人に該当していた収益事業を行う公益法人等にあっては、収益事業を行う公益法人等に該当することとなった日を記載してください。

ヘ　「事業年度」欄には、その法人の事業年度を記載してください。

ト　「収益事業の種類」欄には、その法人が営んでいる収益事業の種類を具体的に記載してください。

チ　「『給与支払事務所等の開設届出書』の提出の有無」欄は、その提出の有無のいずれか該当のものを〇で囲んでください（既に別途に提出している場合も含みます。）。

（注）　給与等の支払事務を取り扱う事務所、事業所等を設けた場合には、その事務所等を設けた日から１月以内に「給与支払事務所等の開設届出書」を当該事務所等の所在地の所轄税務署長に提出しなければならないことになっております。

リ　「(備考)」欄には、その他参考となる事項を記載してください。

ヌ　「添付書類」欄は、この届出書に添付したものを〇で囲んで表示してください。

(2)　外国法人（人格のない社団等に限ります。）が特定国内源泉所得を有することとなった場合

(1)「内国法人である公益法人等又は人格のない社団等が収益事業を開始した場合」に準じて記載しますが、次の点に注意してください。

イ　「納税地」欄は、次により記載します。

(ｲ) その法人が恒久的施設を有する外国法人に該当するときは、恒久的施設を通じて行う事業に係る事務所、事業所、その他これらに準ずるもののうちその主たるものの所在地を納税地として記載してください。

(ﾛ) その法人が(ｲ)以外で不動産の貸付け等の対価（船舶又は航空機の貸付けによるものを除きます。）を受ける法人に該当するときは、当該対価に係る資産のうち主たる資産の所在地を納税地として記載してください。

(ﾊ) その法人が(ｲ)及び(ﾛ)以外のものである場合には、その法人が法人税に関する申告、請求その他の行為をする場所として選択した場所を納税地として記載してください。

ロ　「収益事業開始日等」欄には、国内において行う収益事業開始の日を記載してください。

(3)　「関与税理士」欄には、関与税理士の氏名及び事務所所在地を記載してください。

(4)　「税理士署名」欄は、この届出書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。

(5)　「※」欄は、記載しないでください。